

「特定商取引に関する法律」の改正に伴う対応について

(訪問購入におけるトラブルへの対応の概要)

1 「特定商取引に関する法律」の改正（平成25年2月21日施行）

- 消費者が自ら求めないのに、事業者が消費者の自宅等を訪問し物品を購入するいわゆる「押し買い」のトラブルが増加したことから、平成25年2月に「特定商取引に関する法律」（以下「特商法」という。）が改正され、新たに「訪問購入」に対する規制が導入。
- 今回の法改正では、訪問購入の定義を「物品の購入を業として営む者が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入をいう。」（特商法第58条の4）とし、この形態の取引について事業者を規制して売主たる消費者の利益を保護。

(⇒資料2 「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の概要について～訪問購入規制の導入～」
資料2-2「リーフレット【事業者向け版】」、資料2-3「リーフレット【消費者向け版】」参照)

2 広島市の現状

- 「広島市消費生活条例」（平成19年4月1日施行）において、消費者を欺くような方法を用いるなど、事業者の取引行為で市長が不当であると指定するものを「不当な取引行為」（8つの類型）として禁止。（第16条）
⇒「不当な取引行為」に当たると認められるときは、是正指導・勧告や事業者名の公表などを行うことにより、消費者の被害の発生や拡大を防止。（第17条, 第18条, 第19条）

3 条例等の改正内容の検討

(1) 広島市消費生活条例

新しい取引類型である「訪問購入」も、条例中の事業者が供給する「商品又は役務」に含まれると解釈できることから、条例改正は行わないものとする。

(2) 広島市消費生活条例第16条第1項に規定する不当な取引行為の指定（市長告示）

「商品の売買又は役務の提供に係る契約」の中に、「訪問購入」は含まれると解釈できるが、

- ・ 訪問購入を不当な取引行為の一つとして読み取れない箇所
- ・ 訪問購入におけるクーリング・オフの権利
- ・ 法定書面不交付等の追加

について、規定の整備を行う。

(⇒資料3 「広島市消費生活条例第16条第1項に規定する不当な取引行為の類型及び指定の変更(案)」

資料4 「不当な取引行為の指定」新旧対照表(案)、

資料5 「特定商取引に関する法律の改正に伴う不当な取引行為の指定の改正の要否」参照)